

長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱

目 次

第 1 章	総 則	(第 1 条～第 5 条)
第 2 章	運 航 管 理	(第 6 条～第 18 条)
第 3 章	安 全 管 理	(第 19 条～第 20 条)
第 4 章	教 育 訓 練	(第 21 条～第 23 条)
第 5 章	事故防止対策等	(第 24 条～第 27 条)
第 6 章	雑 則	(第 28 条～第 29 条)

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、長崎県防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の安全かつ効果的な運用を図るため、航空機の運航管理等について必要な事項を定める。

(他の法令との関係)

第 2 条 航空機の運航管理については、航空関係法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(防災航空センターの設置)

第 3 条 航空機を利用して行う消防防災業務を円滑に遂行するため、危機管理課に防災航空センター（以下「センター」という。）を置く。

2 センターの位置は、大村市今津町 201（長崎空港 A 地区内）とする。

(センター所長)

第 4 条 センターに所長を置く。

2 所長は、危機管理課長の命を受け、センターの事務を統括する。

(長崎県防災航空隊)

第 5 条 センターに長崎県防災航空隊を置く。

2 長崎県防災航空隊については、別に定める「長崎県防災航空隊編成及び運用要領」によるほか、この要綱の定めるところによる。

第 2 章 運航管理

(総括管理者)

第 6 条 総括管理者は危機管理監をもって充てる。

2 総括管理者は、航空機に関するすべてを総括する。

(運航総括責任者)

第 7 条 運航総括責任者は危機管理課長をもって充てる。

2 運航総括責任者は、航空機の運航に関する事務を掌理する。

(運航責任者)

第8条 運航総括責任者は運航責任者としてセンター所長を指名する。

2 運航責任者は、航空機の出発の承認、航空消防活動の中止の指示、その他の航空機の運航の管理に関する事務を掌理する。

(運航指揮者)

第9条 運航責任者は、航空機を運航する場合には、運航指揮者を指名する。

2 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第73条の規定により機長が行うこととされている業務を除き、乗組員を指揮監督して業務の万全を期さなければならない。

(運航安全管理者)

第10条 運航総括責任者は、航空機の運航その他の航空消防活動に関する専門的な知見を有する運航安全管理者を置く。

2 運航安全管理者は航空機の運航の安全を確保する観点から次の各号に定める業務を行う。

- (1) 運航責任者、機長その他の関係者に対する消防防災ヘリコプターの運航、航空消防活動の実施に関する助言
- (2) 航空消防活動従事者の健康管理その他必要と認める事項に関する助言
- (3) 教育訓練等基本計画及び教育訓練等実施計画に関する助言
- (4) その他必要と認める事項に関する助言又は業務に必要な調査研究の実施

(運航計画)

第11条 運航総括責任者は、消防防災業務を適正かつ円滑に行うため航空機の運航計画を定める。

2 運航計画は、航空機年間運航計画（様式第1号）及び航空機月間運航計画（様式第2号）とする。

(運航範囲)

第12条 航空機は、次の各号に掲げる活動で、その特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航する。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災活動
- (6) 災害予防活動
- (7) 消防防災訓練活動
- (8) 一般行政活動
- (9) その他総括管理者（危機管理監）が必要と認める活動

2 航空機の運航は、原則として午前9時00分から午後5時45分までとする。

ただし、第12条に規定する緊急運航の場合又は訓練等のため必要と認められる場合は、この限りではない。

(緊急運航)

第 13 条 前条第 1 項第 1 号から第 5 号までの規定に係わる運航（以下「緊急運航」という。）は、第 11 条に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

2 運航責任者は、航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合は、直ちに運航指揮者に緊急運航に移行する旨を指示するものとする。

3 緊急運航に関して必要な事項は、「長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領」に定める。

(使用予定表)

第 14 条 航空機の使用（緊急運航に係わるものを除く。以下次条において同じ。）を予定する者（以下「使用予定者」という。）は、翌年度の使用にあつては航空機使用年間予定表（様式第 3 号）により毎年 2 月末日まで、毎月の使用にあつては航空機使用月間予定表（様式第 4 号）により使用予定の月の前々月の末日までに総括管理者に提出するものとする。

(航空機の使用)

第 15 条 使用予定者は、航空機使用申請書（様式第 5 号）により使用する 15 日前までに、総括管理者に申請するものとする。

(航空機の使用承認)

第 16 条 総括管理者は、前条の申請があつたときは、その使用目的、使用内容等を審査のうえ適当と認められるときは、承認する。

2 総括管理者は、前項の規定により承認した場合は、航空機使用承認書（様式第 6 号）を交付する。

(航空機の使用報告)

第 17 条 航空機を使用した者は、航空機使用報告書（様式第 7 号）により、使用した日から 7 日以内に総括管理者に報告するものとする。

(飛行場外離着陸場)

第 18 条 運航責任者は、飛行場外離着陸場を調査選定し、必要な書類等を整備するとともに、その実態を常に把握しておかなければならない。

2 飛行場外離着陸に際し必要な準備等は、運航責任者の指示により、使用予定者が実施するものとする。

第 3 章 安全管理

(安全管理)

第 19 条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書に基づく、消防防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

(航空機等の管理)

第 20 条 総括管理者は、法第 19 条第 1 項の規定に基づいて、一定の資格を有する技術者が航空機の安全性が確保されていることについて確認をしなければ、航空機を

航空の用に供してはならない。

- 2 運航総括責任者及び運航責任者は、航空機、格納庫、事務所、装備品等を適正に管理し、常に航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

第4章 教育訓練

（航空隊員等の教育訓練）

第21条 総括管理者は、次に掲げる教育訓練を行う。

- (1) 操縦士の操縦技能の取得維持に必要な飛行訓練及びシミュレーターを用いた緊急操作訓練
- (2) 航空消防活動従事者の安全確保に資する訓練

- 2 総括管理者は、前項に定める教育訓練を実施するに当たっては、「教育訓練等基本計画」を別に定める。

教育訓練等基本計画は次に掲げる事項を含むものとする。

- (1) 教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法
- (2) 教育訓練等に係る安全管理対策
- (3) 教育訓練等に必要な施設設備の整備計画
- (4) 教育訓練等に当たる指導者の確保及び養成のための方策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育訓練等を効果的かつ安全に実施するために必要な事項

- 3 教育訓練等基本計画は、必要に応じて見直し検討及び修正を行うものとする。

- 4 運航総括責任者は、飛行訓練及びシミュレーターを用いた緊急操作訓練の結果を把握するなどにより操縦士の操縦技能確認を行うものとする。

（教育訓練の実施）

第22条 総括管理者は航空隊員等（以下「隊員等」という。）の教育訓練を実施するために必要な訓練体制、施設及び設備並びに教材の整備を図り、隊員等の資質の向上に努めなければならない。

- 2 運航総括責任者は、教育訓練等基本計画に基づき「教育訓練等実施計画」を別に定める。

教育訓練等実施計画は次に掲げる事項を含むものとする。

- (1) 年間の教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法
- (2) 年間の教育訓練等の対象者
- (3) 年間の教育訓練等の時間数及び実施時期
- (4) 前各号に掲げるもののほか、年間の教育訓練等を円滑に実施するために必要な事項

（他機関との連携）

第23条 運航総括責任者は、消防防災業務を効率的に行うため、市町、消防機関その他の関係機関と連携のうえ、必要な訓練を実施するものとする。

第5章 事故防止対策等

(捜索及び救難体制の確立)

第24条 航空事故が発生し、又は航空事故が発生するおそれがある場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関して必要な事項は「長崎県防災ヘリコプター緊急対策処理規程」に定める。

(航空事故発生時の措置)

第25条 運航指揮者は、航空機の運航中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生し、又は航空事故が発生するおそれがある場合、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じるとともに、その状況等を運航責任者に報告しなければならない。

第26条 運航責任者は、前条の報告を受け、又は前条に関する情報を入手した場合は、直ちに関係機関に通報し、捜索救難活動を依頼するとともにその旨を運航総括責任者に報告しなければならない。

(事故報告)

第27条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣に報告するとともに、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第6章 雑 則

(記録及び保存)

第28条 運航総括責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、消防防災業務に関する記録を保存しておかなければならない。

(そ の 他)

第29条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、平成5年3月25日から施行する。

附則 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。